



令和 8 年熊本地震による被害に遭われた方へ



組合員及びその被扶養者の住居・家財の「**損害の程度**」に応じて、**災害見舞金（標準報酬月額0.5か月～3か月分）**が支給されます。

※営内居住の自衛官等の留守宅及びその留守宅にある家財も支給対象となります。

損 害 の 程 度		月数
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。	3 か月	
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。	2 か月	
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき。		
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。	1 か月	
2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。		
4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき。	0. 5 か月	
2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。		
浸水により平家屋（家財を含みます。）が損害を受け、その認定が困難な場合に限り、右表が適用されます。	床上 120 c m以上浸水	1 か月
	床上 30 c m以上浸水	0. 5 か月

共済組合HP
(災害見舞金)



提出書類

- ・災害見舞金請求書
- ・市区町村等が発行する罹災証明書（被害の程度が記載されたもの）
- ・被災状況が確認できる資料（写真、新聞記事等）

【住居の損害程度】

罹災証明書の被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
内閣府の指針による損害基準判定	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
共済組合の損害基準判定	住居の全部の損害	住居の1/2以上の損害	住居の1/3以上の損害	住居の1/3未満の損害（災害見舞金非該当）		

【家財の損害程度】

家財損害一覧表等により判定	100%	50%から 100%未満	33.4%から 50%未満	33.4%未満
共済組合の損害基準判定	家財の全部の損害	家財の1/2以上の損害	家財の1/3以上の損害	家財の1/3未満の損害（災害見舞金非該当）

災害見舞金に係る基準は上表のとおりで、必要に応じ見取図や写真等により、共済組合の基準である「損害の程度（全部、2分の1以上、3分の1以上）」を判断します。
罹災証明書の「半壊」は、損害の程度が2分の1とはならない点にご注意ください！
提出書類は、事前にコピーしておくとう便利です。



詳細については、コンタクトセンター 050-3651-0805 にお問合せください。